

ゴルフ場別の農薬水質調査結果（愛知県実施分）

（単位：mg/L）

農薬名	ゴルフ場名・採水日	名古屋港ゴルフ倶楽部 (富浜コース)	名倉カントリークラブ	名古屋ゴルフ倶楽部	三好カントリー倶楽部	東海カントリークラブ	平尾カントリークラブ	キャッスルヒルカントリークラブ	本宮パークカントリークラブ	水濁指針値 ※注2	水産指針値 ※注3
		2020/9/15	2020/9/24	2020/9/29	2020/9/29	2020/10/7	2020/10/7	2020/10/22	2020/10/22		
殺虫剤	クロチアニジン		<0.001							2.5	0.028
	ペルメトリン			<0.001				<0.001		1	0.0017
殺菌剤	イブロジオン				<0.001					3	1.8
	イミノクタジナルベシル酸塩 及びイミノクタジン酢酸塩 ※注1							<0.001		0.061	0.027
	オキシ銅又は有機銅				<0.001				<0.001	0.2	0.018
	クロタロニル又はTPN			<0.001						0.47	0.08
	ジラム					<0.001				-	0.0096
	チウラム(チラム)			<0.001						0.2	0.1
	チオファネートメチル	<0.001								3	1
	チフルザミド	0.011	<0.001							0.37	1.4
	プロパモカルブ塩酸塩	<0.001								7.7	100
	プロピコナゾール				<0.001					0.5	5.6
	ペンシクロン		<0.001			<0.001	<0.001			1.4	1
	ペンフルフェン						<0.001			0.53	0.1
メコナゾール							<0.001		0.5	2.1	
除草剤	アシュラムナトリウム塩 又はアシュラム								<0.001	10	90
	オキサジクロメホン					<0.001			<0.001	0.24	8.3
	フルボキサム						<0.001			0.21	2.3

注1: イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩は、イミノクタジンとして測定し指針値を評価している。

注2: 水濁指針値は、農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準において定める基準値の10倍値又は指針別表に掲げる値

注3: 水産指針値は、農薬取締法第4条第1項第8号に基づく水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準において定める基準値の10倍値。